

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付借用証書

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会会長 様



借用金額 円

- 貸付利子 ・ (連帯保証人を立てた場合) 無利子
・ (連帯保証人を立てない場合) 履行猶予期間経過後年1%

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 (入学準備金 ・ 就職準備金) として上記金額を借用いたしました。ついては、借受中に厳守する事項等に従い滞りなく返還します。

なお、正当な理由なく貸付金を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した遅延損害金を支払います。

年 月 日

借受人 住 所 _____

氏 名 _____ ㊞ (登録実印)

法定代理人 住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

法定代理人 住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

連帯保証人 住 所 _____

氏 名 _____ ㊞ (登録実印)

連帯保証人 住 所 _____

氏 名 _____ ㊞ (登録実印)

【添付書類】

- ・ 借受人及び連帯保証人 (連帯保証人を立てた場合) の印鑑登録証明書

【借受中に厳守する事項等】

借受人・連帯保証人（以下「債務者」という。）は、以下の事項を厳守しなければならない。

- 1 債務者は、さいたま市社会福祉協議会（以下「さいたま市社協」という。）が指定する所定の支払期日までに、指定された返還金を納めなければならない。
- 2 債務者は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の返還に該当する事項が生じた場合は、直ちに必要書類をさいたま市社協に届出なければならない。
- 3 債務者が貸付契約の解除の要件に該当する場合は、さいたま市社協は貸付けを解除する。
- 4 さいたま市社協は、債務者が正当な理由がなくひとり親家庭高等職業訓練促進資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。
- 5 さいたま市社協は、債務者が返還債務の履行猶予の要件に該当するときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の返還に係る債務の履行を猶予する。
- 6 さいたま市社協は、債務者が返還債務の免除の要件に該当するときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の返還に係る債務の履行を免除する。
- 7 さいたま市社協は、債務者の債務返還について、契約関係のない第三者より返還の申し出があったときは、債務者の承認を得た後、その弁済を受け入れることができる。
ただし、次の場合は債務者の承認を確認することなくその弁済を受け入れることができる。
 - ①債務者の死亡
 - ②債務者の行方不明
 - ③さいたま市社協が、弁済を拒否する特別の理由がないと判断するとき
- 8 さいたま市社協と、債務者の間で訴訟の必要が生じた場合は、さいたま市社協の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とする。
- 9 返還金の収納年月日は、さいたま市社協指定の金融機関口座への入金日とする。
- 10 以上の事項その他については、さいたま市社協に問い合わせることとする。